

# 農地中間管理機構関連農地整備事業 <公共> 【令和5年度予算概算決定額 63,319 (62,717) 百万円の内数】 (令和4年度補正予算額 81,975百万円の内数)

## <対策のポイント>

農地中間管理機構への貸出しが増加する中、担い手は整備されていない農地を借り受けず、農地の出し手は基盤整備を行う用意がないため、担い手への農地集積が進まないおそれがあり、このため、**機構が借り入れている農地等で、農業者の申請・同意・費用負担によらず、都道府県が行う基盤整備を支援します。**

## <事業目標>

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割 [令和5年度まで]）

### <事業の内容>

#### 1. 農地整備事業

【対象工種】 区画整理、暗渠排水、土層改良、農業用排水施設等

【附帯事業】 機構集積推進事業

（推進費として事業費の12.5%等を全額国費で交付）

※ 転用防止措置：所有者が農地中間管理権を解除した場合等には特別徴収金を徴収 等

※ 土層改良にバイオ炭を使用することが可能

#### 2. 実施計画等策定事業

農地整備事業の実施に必要な実施計画や換地計画を策定  
 スマート農業に取り組む地区は最大4年間、定額助成も可能  
 (定額助成は令和7年度採択分まで)

#### <実施要件>

事業実施区域：以下の①又は②の期間の合計が15年以上の農地  
 ①機構が借り入れている農地の農地中間管理権の期間  
 ②機構が農業経営又は農作業の委託を受けている期間

事業対象農地面積：10ha以上（中山間地域は5ha以上）  
 （各団地は1ha以上（中山間地域は0.5ha以上）  
 のまとまりのある農地）

集団化要件：全ての事業施行地域内農用地が担い手に集積され、事業完了後5年以内に8割以上を担い手に集団化

収益性要件：事業完了後5年以内（果樹等は10年以内）に販売額20%以上向上又は生産コスト20%以上削減 等

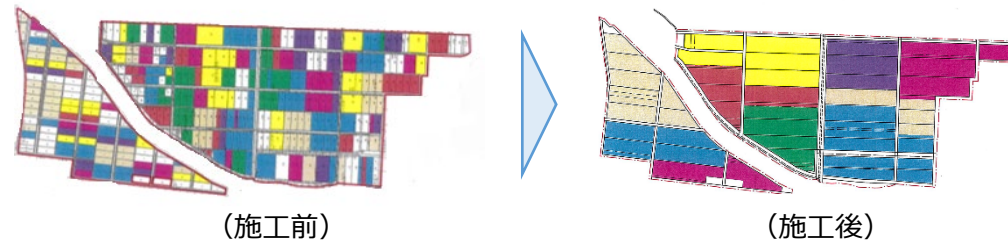
#### <事業の流れ>



※ 下線部は拡充内容

### <事業イメージ>

機構が借り受けている、まとまりのある農地等を対象に区画整理等を実施。  
 (機構を通じて、担い手は利用しやすい農地を長期・安定的に借り受けることが可能。)



### <農地面積・集団化の考え方>

